

三軒協定

～三軒からはじめる身近な景観づくり～



三軒協定の進め方 ~花、苗木等の植栽等の場合~

協定者が行うこと

市が行うこと

三軒協定プラン作り

都市計画課へ相談



三軒協定の認定申請

- 用意していただくもの
 - 三軒協定認定申請書
 - 協定書(目的、活動内容など)の写し
 - 協定対象地区の図面(地図)

認定

2、3年目

補助金の交付申請

4月~

- 用意していただくもの
 - 補助金等交付申請書
 - 三軒協定認定通知書の写し
 - 協定者名簿
 - 事業計画書
 - 事業収支予算書

交付決定

事業の実施

交付決定後
~翌年3月

協定に基づく
景観づくりの実施

- 行っていただくこと
 - 花などを購入した際は、必ず領収書を発行してもらってください。
 - 四季を通じた通りから見える植栽の写真を撮ってください。



実績の報告

2月~3月予定

- 用意していただくもの
 - 補助事業等実績報告書
 - 事業報告書
 - 領収書貼付用紙
 - 写真貼付用紙

補助金確定通知

補助金の請求

2月~3月予定

- 用意していただくもの
 - 補助金等交付請求書
 - 補助金等確定通知書の写し
 - 口座振込払依頼書

補助金の交付

4月予定

🌿お隣さんやご近所さんと身近な景観づくり はじめませんか！

ガーデニングを始めたいけど、なかなか自分だけでは続かないかも…
ご近所の方と一体感のある外壁にしたいな…
そんな時、ぜひ三軒協定をご活用ください！
景観づくりは、身近なところから始められます。
ご近所の方々と一緒に、景観づくりを始めてみませんか？

🌿三軒協定とは

隣り合った三軒以上の人たちが、自主的に花（ガーデニング）・緑・外構・外壁改修などの景観づくりを協力して行うという協定を結び、それを市が認定し、支援する戸田市独自の制度です。認定を受けた三軒協定の地区に対しては、補助金制度があります。

🌿認定の要件

三軒協定として認定されるためには、以下の要件を満たす必要があります

- ①連続する三軒以上で協定している
- ②適正な実施運営が期待できる
- ③公益上の支障がない
- ④名称などが定められている

🌿補助の内容

補助には3つの区分があり、各区分の項目に要する費用に対する補助は以下のとおりです。

区 分	補助対象経費	補 助 率	限 度 額
区分1	建築物の外壁塗装、修繕工事などに要する費用	2分の1	50万円
区分2	門・塀・柵・花壇の築造、改造などに要する費用	2分の1	30万円
区分3	花・苗木の植栽、その他景観に寄与するものの設置に要する費用	2分の1	10万円

※区分1、2は1回限り。区分3は最大で3年間まで。

ご興味のある方は、戸田市役所都市計画課へ
ご連絡ください！直接ご説明いたします！



【問合せ先】

戸田市役所 都市整備部 都市計画課 都市景観担当

T E L : 048-441-1800 (内線320)

F A X : 048-433-2200

E - mail : tosikei@city.toda.saitama.jp